

事 務 連 絡
令和4年10月7日

公益社団法人
全日本病院協会 御中

厚生労働省医政局総務課
医療国際展開推進室

訪日外国人受入の再開を踏まえた外国人患者受入れに関する体制の整備等について（周知・協力依頼）

医療行政の推進については、平素より御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

本年10月11日より国際的な往来が再開されることが決定され、今後、訪日外国人が増加することが見込まれるところです。

各都道府県において、適切な訪日外国人患者受入体制を整備・運用していくことや、医療費の不払いを発生させないための取り組みを更に推進することが重要です。

つきましては、別添①のとおり、厚生労働省及び観光庁より各都道府県あて周知いたしましたので、貴会会員等への周知のほど、よろしくお願い申し上げます。

また、別添②のとおり、厚生労働省より各都道府県に管下の医療機関への周知・協力依頼の通知を発出いたしましたので、貴会会員等への周知並びに協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

〈問合せ先〉

厚生労働省 医政局総務課 医療国際展開推進室
〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2
TEL 03- 3595-2317

事務連絡
令和4年10月7日

各都道府県衛生主管部(局) 御中
各都道府県観光主管部(局) 御中

厚生労働省医政局総務課医療国際展開推進室
厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部
観光庁参事官(外客受入担当) 付外客安全対策室

訪日外国人受入の再開を踏まえた外国人患者受入れに関する体制の整備について

平素から厚生労働行政ならびに観光行政の推進に御支援、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本年10月11日より国際的な往来が再開されることが決定され、今後、訪日外国人が増加することが見込まれるところです。

これを受けて、各都道府県において、適切な訪日外国人患者受入体制を整備・運用していくため下記について取り組んで頂きますようお願いいたします。

記

1. 今般、訪日外国人旅行者に対して、当面の日本における訪日外国人の病気・怪我の際の対応フローを周知するツールとして、「(別紙1) 訪日外国人の病気・怪我の際の対応フロー」を厚生労働省・観光庁において作成致しました。今後、日本政府観光局(JNTO)等を通じて訪日前の訪日外国人旅行者に周知するとともに、観光庁より観光関連事業者(旅行事業者、宿泊事業者、交通事業者、その他観光関連事業者)に対して、訪日旅行中の訪日外国人旅行者に同フローを周知し、フローの通り訪日外国人旅行者が円滑に都道府県の外国人専用窓口などへ相談・受診が出来るよう必要な支援を行っていただくことへの協力を呼びかけて参ります。

同フローにおいて、新型コロナウイルス感染症対応を含む病気・怪我の際の一般的な対応フローをお示ししておりますが、訪日外国人患者(新型コロナウイルス感染症疑い者、陽性者及び新型コロナウイルス感染症以外のその他の疾患)の相談体制、宿泊施設・移動手段の確保、検査キット等の確保・提供等の検査体制の整備も含め適切な訪日外国人患者受入体制を地域の実情を踏まえ、整備・運用していくことが重要です。

そのためには、地方公共団体(医療担当部局、保健担当部局、観光担当部局等)、医療機

関、薬局、保健所、観光関連事業者・団体など、訪日外国人患者を巡る幅広い関係者の連携・協力が重要となります。

厚生労働省においては、従前より、都道府県による、地域の外国人患者受入れに関する課題の整理及び課題に対する対応方針を策定するため、多分野の関係団体からなる会議等の設置・開催を推奨しておりますが、既に設置済の都道府県においては、訪日外国人の増加を見据え、同協議会も活用しつつ、訪日外国人患者受入体制の整備を行っていただくよう、お願いいたします。

なお、未設置の都道府県については、設置に向けた積極的な取組を行っていただくようお願いいたします。

協議会の運営に当たっては、以下の資料もご活用頂けますよう、お願いいたします。

(1) 地方自治体のための外国人患者受入環境整備に関するマニュアル（改訂第2版）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000789484.pdf>

(2) 厚生労働省等で実施する外国人患者の受入環境整備を行う医療機関や自治体を支援する事業一覧（下記2. 参照）

2. 「令和3年度の医療機関・自治体向けの外国人患者受入環境整備支援等について」（令和3年6月29日付け厚生労働省医政局総務課医療国際展開推進室、新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）において、厚生労働省医政局等が実施する外国人患者の受入環境整備を行う医療機関や自治体を支援する事業の一覧をお示ししたところ です。

当該事務連絡発出後の施策の進捗・拡充等を踏まえて更新した一覧を（別紙2）のとおりとりまとめましたので、この機会に改めて、貴部局での活用および貴管内の医療機関への周知をお願い致します。

なお、（別紙2）の下記3事業については、追加公募等お示ししますので、ご活用のご検討をお願いいたします。

<（別紙2）より抜粋>

2. 地域における外国人患者受入れ体制整備等を協議する場の設置・運営の補助
3. 都道府県による外国人対応に係る医療機関向けの窓口の設置・運営の補助
5. 団体契約を通じた電話医療通訳の利用促進事業

(1) 2. につきましては、医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱に基づき、令和4年10月14日までに交付申請書を提出いただくようご案内させていただいておりますが、引き続き交付申請書を受け付けることといたしますので、令和4年11月7日までに下記担当者まで交付申請書を提出ください。訪日外国人患者受入体制の整備を行っていただくよう、積極的なご活用をお願い申し上げます。

(2) 3. につきましては、医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱に基づき、本年9月30日に交付基準額をお示しさせていただいたところですが、追加計画ございましたら引き続き事業計画を受け付けておりますので、令和4年11月4日までに下記担当者まで事業計画書を提出ください。訪日外国人患者受入体制の整備を行っていただくよう、積極的なご活用をお願い申し上げます。

(3) 5. につきましては、今年度事業の3次公募中ですので、事業実施を計画される際は、公募要領をご確認のうえ、令和4年10月31日までに下記担当者まで必要書類をご提出ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202921_00032.html

【担当】

((1) 及び (2) に関すること)

厚生労働省 医政局 医療経理室 決算第一係

電話：03-3595-2225 (直通)

((3) に関すること)

厚生労働省 医政局総務課 医療国際展開推進室

電話：03-3595-2317 (直通)

発熱や呼吸器症状、倦怠感等の新型コロナウイルス感染症が疑われる症状ですか？

はい

いいえ

①A 新型コロナウイルス感染症関連

①相談窓口へ連絡（発熱などの症状出現後速やかに）

A：都道府県の外国人用相談窓口

以下のサイトに都道府県の外国人用の相談窓口の連絡先・開設時間・対応言語について掲載しています。

<https://www.c19.mhlw.go.jp/area-jp.html>

B：厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口（Aの開設時間外はこちらに連絡ください）

【電話番号】0120-565-653

【開設時間・対応言語】土日祝日を含む毎日。

英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語：9:00~21:00、タイ語：9:00~18:00、ベトナム語：10:00~19:00



②検査

➢ ①の相談窓口・自治体等から指示があった場合、検査を受けてください。

※例）重症化リスクがある場合は医療機関による検査等

（検査結果陰性）

（検査結果が陽性）

③検査後の対応

➢ 陽性であった場合、①Aの相談窓口（又は指定された連絡先）に検査結果を連絡し、指示に従って、指定された場所で入院又は療養してください。

➢ 合わせて、旅行の同行者はご自身が濃厚接触者（定義は※2を参照）に該当するか確認してください。もし濃厚接触者に該当する場合は、待機するようにしてください。必要に応じて①Aの相談窓口（又は指定された連絡先）にご相談ください。

④【陽性者】
入院（10日間）・療養（7日間）※1



陽性者となった場合の入院医療費については、自治体から陽性者に対し、加入している民間医療保険の補償額の範囲内で自己負担を求められます。

④【濃厚接触者】
待機（5日間）※2



健康観察はセルフチェックを行い、症状出現時は①Aの相談窓口（又は指定された連絡先）に連絡ください。

④
【検査結果が陰性】
【濃厚接触者以外】
ツアー継続



有症状者は検査が陰性であっても、健康観察の継続と感染症対策の徹底をお願いします。

②B ①A以外の病気・怪我

①医療機関を受診

症状等に応じた医療機関を受診してください。
以下のサイトにおいて、外国人受入が可能な医療機関を検索できます。

https://www.jnto.go.jp/emergency/jpn/mi_guide.html



医療以外のお問い合わせ窓口

日本政府観光局「Japan Visitor Hotline」
【電話番号】050-3816-2787
<365日・24時間対応（日・英・中・韓）>

※1：陽性者の療養期間

- 入院している場合は、発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合に11日目から解除が可能となります。
- 症状がある場合は、症状が出た日から7日間以上経過、かつ症状軽快から24時間以上経っていただければ、検査なしで解除が可能となります。
- 症状がない場合は、陽性が確定した検体の採取日を起点に7日間（5日目に検査キットで陰性を確認した場合は5日間経過後（6日目））を経過した場合には8日目に解除が可能となります。

※2：濃厚接触者の定義と待機期間

- 濃厚接触者は、新型コロナウイルスに感染していることが確認された方と近距離で接触、或いは長時間接触し、感染の可能性が相対的に高くなっている方を指します。
- 濃厚接触者かどうかは、「概ね1m以内・15分以上」といった感染者との接触距離・接触時間のほか、マスクの着用の有無等を加味したうえで判定しています。
- 濃厚接触者の特定・行動制限については、感染状況など地域の実情に応じて、自治体の判断により、全ての感染者に対する濃厚接触者の特定・行動制限を行わないことも可能としておりますので、①の相談窓口・自治体等の指示に従ってください。
- 濃厚接触者の待機期間は、感染者と最終接触した日から5日間（6日目解除）ですが、2日目及び3日目に薬事承認された抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から解除が可能となります。

医療費不払いの経歴がある外国人は、以降の日本への入国を拒否される可能性がありますのでご注意ください。

※ 自治体によって対応フローは異なる場合があります。

住んでいるところで相談できる場所が違います。ここから見てください



北海道 (ほくほく) 北海道

東北地方 (とうほく) 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県

関東地方 (かんとう) 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県

中部地方 (ちゅうぶ) 新潟県 富山県 石川県 福井県 山梨県 長野県 岐阜県 静岡県 愛知県

近畿地方 (きんき) 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県

中国地方 (ちゅうごく) 鳥取県 島根県 岡山県

四国地方 (しこく) 徳島県 香川県 愛媛県 高知県

九州地方・沖縄 (きゅうしゅう) 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県

北海道外国人相談センター

対応言語: EN・ZH・KO・TL・VI・RU・ID・TH・NE・MY・EJ

対応: 下に書いてあるところに電話してください。

電話番号
011-200-9595

ウェブサイトのURL

EN・ZH・KO・TL・VI・RU・ID・TH・NE・MY: (月曜日から金曜日) 午前9時から午前12時と午後1時から午後5時

前頁QRコードの遷移先

JAPAN | the Official Guide
Japan Medical Tourism Association

日本を安心して旅していただくために
具合が悪くなったとき

いざというときに、日本で医療を受ける際に役に立つウェブサイトを作りました。
ブックマークに登録し、緊急時にご利用ください。

COVID-19にならないために
COVID-19に関する相談窓口

医療機関検索
医療機関のかかり方
主な症状と診療科目
海外旅行保険に入っていますか?

医療機関を検索する

地域、言語、診療科目を選択する

地域: 選択

フリーワード検索

検索

PDFダウンロード

前ページに記載のフロー図は10月8日以降に以下のサイトからダウンロード可能になります。
観光庁HP『訪日外国人観光客の受入れ関連情報』
https://www.mlit.go.jp/kankocho/page03_000076.html

(別紙2)

1. 「外国人患者の受入れのための医療機関向けマニュアル（改訂第3版）」「地方自治体のための外国人患者受入環境整備に関するマニュアル（改訂第2版）」

平成30年度～令和3年度厚生労働行政推進調査事業費補助金（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））「外国人患者の受入環境整備に関する研究」（北川雄光 慶應義塾大学病院長・医学部外科学（一般・消化器）教授）において作成された標記マニュアル2点について、研究班により改訂されましたので、令和3年6月に公開いたしました。

医療機関向けマニュアルでは、医療機関における宗教・文化的対応に関する記載の充実等がなされています。

自治体向けでは、地域における関係者と連携した体制整備の方法に加え、自治体の事例紹介等の充実が図られています。

活用及び関係方面への周知についてご協力をお願いいたします。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000173230_00003.html

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/newpage_00005.html

2. 地域における外国人患者受入れ体制整備等を協議する場の設置・運営の補助

都道府県による、地域の外国人患者受入れに関する課題の整理及び課題に対する対応方針を策定するため、多分野の関係団体（医療機関、医師会、病院団体・病院グループ、薬剤師会、医療通訳関係団体、観光協会、宿泊関連業者、国際交流協会等）からなる会議等の設置・開催に係る経費を支援します。運営に当たっては、1の「地方自治体のための外国人患者受入環境整備に関するマニュアル（改訂第2版）」もご活用ください。

（参考資料）「外国人患者受入れ環境整備等推進事業の実施について」（医政発0423第3号 令和3年4月23日）

3. 都道府県による外国人対応に係る医療機関向けの窓口の設置・運営の補助

都道府県による医療機関向けの外国人対応に関する相談窓口の設置・運営を支援します。外部事業者に委託して運営する場合も対象です。窓口寄せられた質問で、対応に苦慮するものについては、4の事業の実施事業者にアドバイスを求めることが可能です。

（参考資料）「外国人患者受入れ環境整備等推進事業の実施について」（医政発0423第3号 令和3年4月23日）

4. 国による外国人対応に係る相談窓口の開設（夜間休日ワンストップ窓口事業）

3の事業を補完するため、夜間休日（平日17時から翌9時まで、土日祝日24時間）は、国において、相談窓口を開設します。医療機関における外国人患者対応に関する、よろずの課題（多言語対応、ビザ延長手配等の緊急的な内容から、旅行保険会社への診療費請求、患者の海外移送、大使館・航空会社・出入国在留管理庁への連絡などの専門

的な課題まで)の解決を、国が委託運営するコールセンターが支援します。本年度は、自治体からの相談にも対応します(医療機関から自治体に寄せられた外国人対応に関する相談について助言)。

<https://www.onestop.emergency.co.jp/>

5. 団体契約を通じた電話医療通訳の利用促進事業

医療機関の多言語化の取組を効果的に支援するため、自治体、医療関係団体、コンソーシアム、複数の医療機関を持つ医療機関グループ等が、電話通訳サービス事業者と団体契約を締結し、傘下(管下)医療機関が電話通訳サービスを利用できるようにする場合に、契約費用の半分を補助するものです。

6. 希少言語に対応した遠隔通訳サービス事業

民間サービスが少なく、個々の医療機関においては通訳者の確保等が困難な希少言語に対して、国が有料(ウクライナ語のみ無料)の電話通訳サービスを提供しています。利用時に医療機関からの簡単な登録が必要です。利用料金は、医療機関への請求となりますが、医療機関が患者様本人へご請求いただくことも可能です。全ての医療機関に利用いただけます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/newpage_00015.html

7. 外国人向け多言語説明資料

診療申込書、医療費請求書、診療科毎の問診票、同意書等について、英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語、ウクライナ語のひな形がダウンロードできます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/kokusai/setsumeiml.html

8. 外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト

厚生労働省と観光庁が連携して「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト」を公開し、定期的に更新しています。なお、リスト掲載医療機関のうち、都道府県が指定する「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」については、令和3年4月から、医療機能情報提供制度における病院の機能分類の項目として追加されています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05774.html

9. 外国人患者受入れ情報サイト

外国人患者受入れに資する医療機関認証制度等推進事業の令和4年度事業実施者が運営する「外国人患者受入れ情報サイト」において、外国人患者受入環境整備に関する情報発信を行っています。下記のウェブサイトをご参照ください。

<https://internationalpatients.jp/>

10. 不払いを発生させた訪日外国人受診者の情報の登録（協力依頼）

訪日外国人による医療機関での不払いの発生抑止と民間医療保険の加入徹底に資するため、保険医療機関で不払いを発生させた訪日外国人受診者について、国へ情報提供頂く仕組みが開始されました。なお、従来は国へ情報提供頂くに際し、訪日外国人患者本人の同意を必要としておりましたが、令和4年10月11日より、本人同意を不要化しております。情報は出入国在留管理庁に提供され、次回入国の拒否等、当該訪日外国人の入国審査に活用されます。

なお、不払い患者が生じた際の国へのスムーズな情報提供を実現するとともに、我が国においては、訪日外国人による医療費の不払については、毅然とした対応を行っている姿勢を示していくためにも、本システムへの積極的な登録をお願い致します。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202921_00012.html

11. その他（今年度実施予定事業等）

外国人患者受入れ医療コーディネーター養成研修等の実施を予定している他、令和4年度も複数のウェビナーを開催予定です。下記のウェブサイト随時掲載しますので、ご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/kokusai/index.html

(参考) 新型コロナウイルス感染症関連

厚生労働省において、新型コロナウイルス感染症に対する対応として、「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関（指定予定を含む）」等に対し、下記の支援等が行われていますので、参考ください。

○医療機関等に対する新型コロナウイルス感染症対応に資する電話医療通訳サービス
新型コロナウイルス感染症患者及び感染が疑われる者の診療を行う医療機関等の外国人対応を支援するため、緊急的な措置として国において主要言語の電話医療通訳サービスを提供しています。医療機関向けの他、保健所（受診相談センターを含む。）、宿泊療養施設等での利用も可能です。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/newpage_00009.html

○新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）

・医療機関における新型コロナウイルス感染症の外国人患者受入れのための設備整備事業

都道府県が選出する外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関であって、かつ、新型コロナウイルス感染症患者の受入れを行う医療機関において、院内感染防止上必要な情報を提供し円滑な受診ができるように、多言語の看板や電光掲示板等を医療機関で整備する費用を支援します。

・新型コロナウイルス感染症患者等における外国人患者の受入れ体制確保事業

医療機関及び宿泊療養施設を運営する都道府県に対し、感染拡大を防ぎながら、外国人の受入れにあたり必要な、多様な言語や宗教・文化的背景への配慮等外国人特有の課題に対応した入院治療・療養が可能な体制を整備するための費用を支援します。（医療機関当たり上限 1,000 万円、宿泊療養施設当たり上限 200 万円。既に交付を受けた施設は除く。）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000992916.pdf>

令和4年10月7日
事務連絡

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局総務課医療国際展開推進室

訪日外国人受診者の医療費不払いに対する予防策について（周知・協力依頼）

医療施策の推進については、日頃より格別のご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

我が国を訪れる訪日外国人は、新型コロナウイルス感染症流行により一時的に減少しておりましたが、本年10月11日より国際的な往来が再開されることが決まったところです。訪日外国人が安心・安全に日本の医療機関を受診できる体制を整備することが大切である一方、医療費の不払いを発生させないための取り組みを更に推進することが重要です。

今般、厚生労働省において、訪日外国人受診者の医療費不払いの発生対策に資する予防策及び関連事項を下記の通り整理しました。ついては、貴管内の医療機関への周知・協力依頼をお願いいたします。

記

1. 医療費の不払いを行った訪日外国人受診者に係る個人情報の第三者への提供の同意を不要とすることについて（周知）

厚生労働省では、令和3年5月10日以降、一定の金額以上の医療費の不払いの経歴がある訪日外国人受診者の情報を、訪日外国人受診者医療費未払情報報告システム（以下「システム」という。）を通じて出入国在留管理庁に提供しており、「訪日外国人受診者の医療費不払いに対する予防策の周知及び不払いが発生した場合の報告方法について（依頼）」（令和3年3月31日付け厚生労働省医政局総務課医療国際展開推進室事務連絡）において、訪日外国人受診者の医療機関受診時の対処方法及びシステムにおける報告方法等をお示してきたところで

す。

訪日外国人が診療等を受ける前に、一定額以上の医療費の不払いを発生させた場合はその情報が出入国在留管理庁に共有されることに関して、今般、患者に

係る個人情報と医療機関から第三者である厚生労働省に対して提供することの同意については、個人情報の保護に関する法律第27条第1項第4号に掲げる場合に該当すると整理しました。

つきましては、本年10月11日以降、訪日外国人が医療機関を受診した際に、本目的における個人データの第三者提供について、本人の同意を求める必要はございません。一方、訪日外国人患者による不払いの抑止に資する観点も踏まえ、患者が医療機関で不払いを発生させた場合、当該患者に係る個人情報は医療機関から厚生労働省を通して、出入国在留管理庁に提供され、同庁により当該患者の次回以降の入国審査において厳格な審査に活用されることや、その目的以外に外国人患者の個人情報を使用しない旨を記載した患者診療受付時の交付書類の例を厚生労働省HP^{※1}に添付しておりますので、医療機関におかれては参考いただけるよう、貴管内の医療機関への周知方お願いいたします。

なお、本内容については、個人情報保護委員会事務局と調整済みであることを申し添えます。

※1 厚生労働省HPにて令和4年10月11日より公開

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202921_00012.html

<参考>個人情報の保護に関する法律（抄）（平成15年法律第57号）

（第三者提供の制限）

第二十七条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一～三 略

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

五～七 略

2. システムにおける医療機関の利用登録（協力依頼）

上記1.に関連し、訪日外国人受診者による医療費の不払いの発生の抑止力とすることを目的に運用を行っているシステムにおいて、不払いを発生させた訪日外国人受診者の情報の登録をする前に、まず医療機関が利用登録をする必要があります。

つきましては、不払い患者が生じた際の厚生労働省及び出入国在留管理庁へのスムーズな情報提供を実現するとともに、我が国においては、訪日外国人による医療費の不払については、毅然とした対応を行っている姿勢を示していくためにも、本システムへの積極的な登録について、貴管内の医療機関へ周知のご協力をお願い致します。

※医療機関における情報登録用ウェブサイト（厚生労働省HPより）

<https://unpaid.mhlw.go.jp/report1/>

3. 外国人患者受け入れ情報サイトについて（周知）

平成30年度より、外国人患者受け入れに有用な情報をまとめた「外国人患者受け入れサイト」^{※2}の運用を開始しております。未収医療費対策に有効な行政サービス、民間サービスの情報を順次追加していく予定ですので、同サイトについて貴管内の医療機関への周知方お願いいたします。

貴都道府県における未収医療費対策の行政サービスを実施されていらっしゃる場合には掲載をさせていただきますので、下記照会先までご連絡ください。

※2外国人患者受け入れ情報サイト

<https://internationalpatients.jp/>

4. デポジット（前払い）請求の活用について（周知）

外国人患者、特に訪日外国人受診者の場合、一旦帰国してしまうと医療費の回収は非常に困難となることから、可能な限り、医療機関内にいる間に全額回収できるような支払い方法を立てることが肝要です。

厚生労働省では、「外国人患者の受け入れのための医療機関向けマニュアル」において、デポジットの請求方法を例示しております。については、医療機関に参考いただけるよう、貴管内の医療機関への周知方お願いいたします。

※「外国人患者の受け入れのための医療機関向けマニュアル」（厚生労働省HPより）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000795505.pdf>

以上

【照会先】

厚生労働省 医政局総務課 医療国際展開推進室
電話：03-3595-2317（直通）